

(平成21年12月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から同年6月までの期間及び59年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月から同年6月まで
② 昭和59年4月から60年1月まで
③ 昭和62年4月から63年3月まで

私は、国民年金保険料を納付することは国民の義務だと思い、今までまじめに納付してきた。それなのに、なぜ申立期間①や申立期間②のような未納期間があるのか納得がいかない。

また、申立期間③については、夫の国民年金保険料と一緒に納付していたが、夫の分の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は昭和52年4月*日にA県B区に婚姻届を提出しており、社会保険事務所が管理する国民年金手帳記号番号払出簿において、同年9月9日には居住地が確認されていることから、昭和52年度の納付書は、B区役所で作成され、申立人に送付されていることが推認される。

また、申立人は、「納付書が来ていれば必ず納めていたはずである。」と主張しているところ、昭和52年7月から53年3月までの期間の国民年金保険料が納付済みであることから、申立期間①に係る保険料のみを納めなかったとする特段の事情は見当たらない。

さらに、C市の国民年金被保険者名簿及び改定前の社会保険庁のオン

ライン記録を見ると、申立人の国民年金保険料は納付済みとされているが、社会保険庁が管理する1回目にC市で払い出された国民年金手帳記号番号に係る国民年金被保険者台帳(特殊台帳)では未納とされており、行政側の記録に齟齬^{そご}がみられる。

加えて、申立期間②のうち、昭和59年4月の国民年金保険料については、申立人は、「私が58年7月に夫の国民年金の加入手続を行い、それ以降の夫婦二人分の国民年金保険料は、私が銀行で納付していた。」と主張しているところ、申立人の夫の保険料は納付済みであるにもかかわらず、申立人の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

一方、申立期間②のうち、昭和59年5月から同年9月までの期間については、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であり、申立人は国民年金に任意加入する手続を行わなければならなかったところ、申立人の任意加入手続に関する記憶は曖昧^{あいまい}である上、同年10月から60年1月までの期間については、申立人の夫も国民年金保険料が未納である。

また、申立期間③については、申立人は、「夫の国民年金保険料と一緒に納付した。」と主張しているところ、申立人の夫は当該期間を含む昭和62年1月から平成元年3月までの期間は過年度納付していることが確認できるものの、申立人の過年度納付に関する記憶が曖昧^{あいまい}である。

さらに、申立人が、申立期間②のうち昭和59年5月から同年9月までの期間及び申立期間③に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から同年6月までの期間及び59年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から41年3月までの期間及び44年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年8月から41年3月まで
② 昭和44年3月

昭和40年*月に20歳になり国民年金に加入した。昭和44年にサラリーマンの夫と結婚するまでの間、亡き母が自分の国民年金保険料と併せて、私の保険料も納付してくれていた。

申立期間の国民年金保険料について、亡き母はすべて納付済みとなっているのに、私が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和41年3月以前であることが推認できることから、申立期間①は国民年金保険料の現年度納付が可能な期間である上、申立期間①及び②は併せて9か月と短期間であるとともに、申立期間以後の国民年金加入期間は、第3号被保険者期間を含めてすべて現年度内に保険料を納付していることが確認できる。

また、申立期間①及び②共に国民年金保険料を申立人に代わって納付したとする申立人の亡き母は、申立期間と前後する昭和41年7月から42年6月の保険料を印紙前納により納付し、保険料が引き上げられた同年1月から同年6月までの差額保険料を納付している上、国民年金加入期間の保険料を完納していることから、国民年金の納付意識が高かったものと考えられる。

さらに、昭和40年度の申立人の母の納付記録をみると、社会保険庁が

管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）では、当初の12か月納付が9か月納付に訂正されているが、社会保険庁のオンライン記録では、12か月納付で記録されており、同年度における社会保険庁の記録管理の不備がうかがわれる。

加えて、「母が経営していた店の経営状態はよかった。」とする申立人の主張に不自然さは無く、その亡き母が、申立人の申立期間①及び②の国民年金保険料のみを未納のままとする特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年10月から同年12月までの国民年金保険料及び付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から56年3月まで
② 昭和57年10月から58年3月まで
③ 昭和59年10月から同年12月まで

申立期間①の国民年金保険料、申立期間②及び③の保険料及び付加保険料は、私の妻がA県B区や銀行の窓口において納付書で納付していた。

これら申立期間の国民年金保険料及び付加保険料については、妻が夫婦の分を一緒に納付してきたにもかかわらず未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、申立人の国民年金保険料の納付状況を見ると、社会保険庁のオンライン記録では未納となっているものの、その後転居したA県C市の国民年金被保険者名簿（電子データ）では国民年金保険料及び付加保険料が納付済みの記録となっており、行政の記録管理に齟齬が見られる。

また、申立人の当該申立期間の前後の国民年金保険料の納付状況を見ると、付加保険料を納付していることが確認できる。

一方、申立期間①については、申立期間が36か月と長期間であり、また、申立期間②については、夫婦共に未納である上、申立期間①及び②共に申立人及びその妻が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付した

ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から同年9月までの期間、51年4月から同年6月までの期間及び55年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料及び付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年7月から同年9月まで
② 昭和51年4月から同年6月まで
③ 昭和55年1月から同年3月まで
④ 昭和57年10月から58年3月まで
⑤ 昭和58年7月から61年7月まで
⑥ 昭和62年1月から同年3月まで
⑦ 昭和63年4月から同年11月まで

申立期間①から⑦までの国民年金保険料及び付加保険料については、私がA県B区、同県C市及び銀行の窓口において納付書で納付していた記憶がある。

これら申立期間の国民年金保険料及び付加年金保険料については、私が夫婦の分を一緒に納付してきたにもかかわらず未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人の国民年金保険料の納付状況を見ると、社会保険庁のオンライン記録では未納となっているものの、A県C市の国民年金被保険者名簿（電子データ）では保険料及び付加保険料が納付済みの記録となっており、行政の記録管理に齟齬が見られる。

また、申立期間③についても、申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、当該申立期間の前後の期間に付加保険料を納付していることが確

認できる。

さらに、申立期間①、②及び③に係る国民年金保険料及び付加保険料に一部未納があるにもかかわらず、社会保険庁が管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）が存在しない。

一方、申立期間④、⑥及び⑦については、夫婦共に未納であり、また、申立期間⑤は 37 か月と長期間である上、いずれの期間についても申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 7 月から同年 9 月までの期間、51 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 55 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料及び付加保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成15年9月から16年3月までは50万円、同年4月から17年8月までは56万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年9月1日から17年9月1日まで
私の厚生年金保険の標準報酬月額は、平成15年9月から退職時まで19万円となっているが、保存してある給与明細書によれば、この間私は基本給、その他の固定的なものだけでも毎月57万円を支給されており、厚生年金保険料も退職するころで月3万9,000円くらい控除されていた。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、平成15年9月から16年3月までは50万円、同年4月から17年8月までは56万円と記録されていたところ、申立人が資格喪失した日（同年9月1日）以降である18年6月8日付けで、15年9月1日にさかのぼって19万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人が所持している給与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（平成15年9月から16年3月までは50万円、同年4月から17年8月までは56万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立人は、商業法人登記簿において役員ではないことが確認できる上、申立期間に係る雇用保険の加入歴を有しているほか、申立人及び申立人と同様に標準報酬月額^{そきゅう}を遡及訂正された同僚5人は、「遡及訂正^{そきゅう}処理について、当該事業所からの事前説明も、事後承諾もなく、厚生

年金保険料は返還されていない。」と証言していることから、申立人が当該標準報酬月額に係る遡^{そきゅう}及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、かかる訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届出たとおり、平成15年9月から16年3月までは50万円、同年4月から17年8月までは56万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和23年12月16日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2,700円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年12月16日から24年5月1日まで
A社B事業所における厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険に加入した記録が無い旨の回答をもらった。

私は、昭和21年12月9日から25年11月30日まで継続して勤務していた。23年12月16日は、それまで勤務していたC工場からD事業所に配置転換された時期である。当時の写真及び会社から配布された社章を提出するので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業を継承しているE社が保管している人事記録原簿及び厚生年金保険被保険者台帳により、申立人が、申立期間においてA社B事業所（申立期間当時の適用事業所名は、F社B事業所）に継続して勤務し（昭和23年12月16日にF社B事業所G課から同社H課に転籍）、厚生年金保険被保険者であったことが推認できる。

一方、社会保険庁のオンライン記録では、申立人は昭和21年12月9日にA社B事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得し、23年12月16日に資格を喪失し、24年5月1日に被保険者資格を再取得したことが確認できる（事業所名称不明）。

しかしながら、社会保険庁が保管する厚生年金保険被保険者台帳（旧台

帳)により、申立人は、昭和21年12月9日に「F社B事業所本部」で厚生年金保険被保険者資格を取得し、23年12月16日に資格を喪失し、同日付けで、「D事業所」において被保険者資格を再取得している記録が確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社B事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人が昭和23年12月16日に厚生年金保険被保険者資格を再取得した記録が確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関係資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和23年12月16日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録から、2,700円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成13年9月は47万円、14年2月から同年11月までの期間、15年2月から同年12月までの期間、16年5月から17年1月までの期間及び同年4月から同年6月までの期間については44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間における上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年9月1日から17年7月1日まで
平成13年9月から17年6月までの標準報酬月額は、給与から控除されていた厚生年金保険料からみて低いと思われるので、標準報酬月額を適正な額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された精算表（平成13年から17年までの給与支給額及び厚生年金保険料控除額の記載有り。）の記載内容及び事業主から提出された厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎明細書（被保険者別）から確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち平成13年9月は47万円、14年2月から同年11月までの期間、15年2月から同年12月までの期間、16年5月から17年1月までの期間及び同年4月から同年6月まで

の期間については44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主の納付義務の履行については、精算表（平成13年から17年までの給与支給額及び保険料控除額の記載有り。）及び厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎明細書（被保険者別）において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所において記録されている標準報酬月額が申立期間について、長期にわたり一致していないことから、事業主は、精算表等で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年12月25日から40年5月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B出張所における申立人の厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（37年12月25日）及び資格取得日（40年5月1日）を取り消し、当該申立期間に係る標準報酬月額を37年12月から38年9月までは2万4,000円、同年10月から39年9月までは2万6,000円及び同年10月から40年4月までは3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年1月11日から同年6月1日まで
② 昭和37年12月25日から40年5月1日まで

申立期間について、社会保険事務所に記録照会したところ、C社D営業所及びA社B出張所において、厚生年金保険に加入した記録が一部無い旨回答を受けた。

しかし、申立期間①及び②は、正社員として継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、社会保険事務所の記録によると、申立人は、昭和36年10月1日にA社B出張所において厚生年金保険被保険者資格を取得し、37年12月25日に被保険者資格を喪失した後、40年5月1日に同事業所において再度、被保険者資格を取得しており、37年12月から40年4月までの申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことが確認できる。

しかしながら、雇用保険の記録、A社が保管している人事記録、従

業員名簿及び健康保険組合の適用台帳並びに元同僚の証言から、申立人は申立期間において、同社B出張所に継続して勤務していたことが確認できる。

また、当時の同僚は、申立期間における申立人の業務内容及び勤務形態に変更はなかったと証言しており、当該同僚は、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が継続している。

さらに、事業主は、「申立人が当該申立期間において健康保険組合に加入していたことから、厚生年金保険料も申立人の給与から一緒に控除していたはずである。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録及び事業主から提出された人事記録から、昭和37年12月から38年9月までは2万4,000円、同年10月から39年9月までは2万6,000円及び同年10月から40年4月までは3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届及び喪失届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所が申立人に係る処理を誤って記録する特段の事情もうかがわれないことから、事業主が、昭和37年12月25日を資格喪失日とし、40年5月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る37年12月から40年4月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間①について、申立人はC社に継続して勤務していると主張しているものの、申立人が名前を挙げた元同僚は、「従業員の出入りの激しい会社でした。会社をすぐ辞めるし、その後また入社したりということが頻繁にあった。申立人のことは覚えているが、勤務期間については記憶に無い。」としている。

また、C社は既に解散しており、当時の役員の所在も不明であることから、申立人の勤務期間を確認できる関係資料及び証言を得ることができなかった。

さらに、社会保険事務所で管理する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭和 35 年 1 月 11 日から同年 6 月 1 日までに厚生年金保険被保険者資格を取得した被保険者の中に申立人の氏名は見当たらない上、健康保険の整理番号に欠番も無く、申立人は、同年 1 月 11 日に被保険者資格を喪失した後、同年 1 月 28 日に健康保険被保険者証が返納された記録が確認できる。

加えて、当該申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の昭和 35 年 1 月 11 日の被保険者資格喪失日の標準報酬月額が 1 万 2,000 円であったものが、同年 6 月 1 日の資格再取得時には 1 万円に下がっているが、当該申立期間の属する 35 年から 36 年にかけて継続して勤務した同僚の中に標準報酬月額が下がった者は確認できない。

このほか申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの期間、同年4月から51年10月までの期間及び同年11月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から50年3月まで
② 昭和50年4月から51年10月まで
③ 昭和51年11月から52年3月まで

申立期間については、A社に住み込みで働いており、国民年金保険料は3か月に1回、B市役所において私の給料の中から現金で納付した。

また、昭和50年4月から52年3月までの期間において全額免除申請をしたことは無く、その間も国民年金保険料を納めていたはずである。

申立期間が未納及び全額申請免除期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を3か月に1回市役所で現金で納付したなどと主張しているものの、申立人がすべての申立期間について、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、保険料の納付時期や納付金額等についての記憶が曖昧で、具体的な保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間②及び③について、申立人は、「全額申請免除手続きをした記憶は無い。」と述べているが、全額免除の承認は本人又はその家族の免除申請に基づき行われるものであることから、申請が無いまま市町村が国民年金保険料を免除することは考え難い。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることを

うかがわせる事情やほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 6 月 1 日から 55 年 11 月 1 日まで

私が、申立期間にA社の事業主から支給された給与は、月給のほかに、診療報酬請求事務の成果に対しての手当が加算されており、合計で1年目が月額 15 万円、2年目及び3年目が月額 20 万円、4年目以降が月額 25 万円であった。

社会保険庁の記録を見ると、当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得時の標準報酬月額は7万 2,000 円となっているが、これでは従前の事業所における給与支給額より低いことになりそもそも転職するはずがない。

申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の主張する給与事務の取扱い及び社会保険の事務処理について、事業主の親族へ照会したところ、「当該事業所は昭和 59 年 3 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に他界しているため、関係資料等はない。」と回答している。

また、社会保険事務所が管理するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録とも一致している上、さかのぼって訂正が行われた形跡も無く、記載内容に不自然さは見られない。

さらに、申立人は、業務の成果に対しての手当が加算されていたとしているところ、当時の同僚に手当加算について照会したが不明としており、こ

のほか手当について確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

青森厚生年金 事案 325 (事案 110 の再申立)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年4月16日から30年9月26日まで
私が直筆した脱退手当金請求書を提示してほしい。脱退一時金を受給した記憶は無く、受給したとされるときにはA市に居住していた。退職したのは昭和30年5月ごろと記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、B社C事業所における厚生年金保険の被保険者454人を抽出してみたところ、昭和36年度の年金通算制度創設を境にして、脱退手当金の支給記録有りの16人はこれ以前に、支給記録無しの12人はこれ以後に片寄っており、支給記録がある16人については、事業所退職から脱退手当金支給まで、15人が1年以内であることを踏まえると、事業主による代理請求が行われていたものと推認することができ、また、社会保険事務所が脱退手当金を支給したという社会保険庁の記録について、一連の事務処理に不自然さやうかがえないなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年1月9日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

申立人は、脱退手当金を受給していないことを示す資料として、新たに夫のD社の人事記録を提出し、A市に居住していたと主張するものの、当該人事記録には、申立人が脱退手当金を受給していないことを示す記載は無く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 5 月 16 日から同年 12 月 27 日まで
② 昭和 45 年 12 月 30 日から 46 年 2 月 1 日まで

私は、A丸に乗船していた申立期間①、B丸に乗船していた申立期間②について照会したところ、船員保険に加入していた記録が無い旨の回答を受けた。

申立期間当時は甲板員として仕事をしていたし、船員手帳にも記録があるので、申立期間について船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が所持している船員手帳の雇入契約及び元同僚の証言により、申立人がA丸に乗船していたことは推認することができる。

しかしながら、当時の船主は所在不明であることから、申立人の勤務実態や船員保険料の控除等についての証言を得ることはできない上、申立人の元同僚は、「申立期間当時は、A丸に約 20 人が乗船していたが、その半数は、C県内外から臨時の乗組員を甲板員として雇用しており、そういう人は船員保険へ加入させていなかった記憶がある。」と証言している。

また、別の元同僚は、「申立期間当時は、A丸に 20 人前後が乗船していたが、一緒に働いた甲板員の中でD氏、E氏及びF氏という姓の者がいた記憶がある。」としているものの、申立期間当時の船員保険被保険者名簿からはいずれの氏名も確認できなかった。

さらに、社会保険事務所が管理する船員保険被保険者名簿において、申立期間前後の昭和 42 年 4 月 25 日から 43 年 4 月 12 日までに資格取得した被保険者 31 人の中に申立人の氏名は無く、船員保険被保険者証の整理番号に欠番も無い。

申立期間②については、申立人が所持している船員手帳の記載から、申立人が申立期間において、B 丸に雇い入れられていたことは推認することができる。

しかしながら、当時の船主は施設に入所していることから、申立人の勤務実態や船員保険料の控除等についての証言を得ることができない上、申立人の元同僚は、「B 丸の船長、機関長及び局長等の役付者は、昭和 45 年 12 月 30 日に船を降りた後も、船の管理や整備の仕事をしていたが、申立人は、同日に下船した後は船に戻ってこなかった記憶がある。」と証言している。

また、社会保険庁のオンライン記録から、申立人は、申立期間のすべてについて、国民年金に加入し国民年金保険料が納付済みとなっていることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が管理する船員保険被保険者名簿において、申立期間前後の昭和 45 年 11 月 1 日から 46 年 2 月 10 日までに資格取得した被保険者 4 人の中に申立人の氏名は無く、船員保険被保険者証の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人のすべての申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。